

告 示
目 次

- 地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収事務の委託 (市振興町課村) : 一
- 県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の収納事務の委託 (健康福祉課) : 一
- 駐車場使用料の収納事務の委託 (健康医療課) : 二
- 青森県立母子休養ホームはるか荘に係る使用料の収納事務の委託 (みらい課) : 二
- 青森県立はまなす学園に係る使用料の徴収事務の委託 (障害福祉課) : 二
- 青森県駐留軍従業員等健康福祉センターに係る使用料の収納事務の委託 (労政・能力開発課) : 二
- 沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託 (構造政策課) : 二
- 農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託 (畜産課) : 四
- 青森県酪農振興センターに係る使用料の徴収事務の委託 (林政課) : 四
- 林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納事務の委託 (漁港漁場整備課) : 四
- 青森県漁港管理条例による漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納事務の委託 (港湾空港課) : 五
- 青森空港駐車場に係る使用料の収納事務の委託 (都市計画課) : 五
- 十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収事務の委託 (同) : 五
- 県営住宅に係る家賃及び特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納事務の委託 (建築住宅課) : 五

青森県報

号外第四十一号

平成十四年四月一日(月曜日)

- 青森県総合運動公園、青森県営スケート場及び青森県武道館に係る使用料の徴収事務の委託 (スボーツ健康課) : 五
- 青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例に基づく手数料の収納事務の委託 (交通規制課) : 六
- 青森県営浅虫水族館及び青森県営駐車場に係る使用料の収納事務の委託 (公営企業局) : 六

告 示

青森県告示第百五十六号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定により、財団法人地域総合整備財團に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間における地域総合整備資金の貸付けに係る償還金の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百五十七号

地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号) 第百五十八条第一項の規定により、社会福祉法人青森県社会福祉協議会に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月

三十一日までの間における県民福祉プラザの県民ホール及び研修室等に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、日本赤十字社に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける青森県立はまなす学園に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

青森県告示第百五十八号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三條の二の規定により、次に掲げる者に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける青森県病院事業条例（昭和三十九年四月青森県条例第二十八号）別表に規定する駐車場使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百六十一号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、三沢市に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける青森県駐留軍従業員等健康福祉センターに係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

名 称	住 所
太平ビルサービス株式会社	青森市勝田二丁目一八の七

青森県告示第百六十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、次に掲げる者に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける沿岸漁業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県国民年金福祉協会に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける青森県立母子休養ホームはるか荘に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、

三沢市漁業協同組合、泊漁業協同組合、奥戸漁業協同組合、今別町西部漁業協同組合及び竜飛漁業協同組合

青森県告示第百六十三号

次に掲げる者に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける農業改良資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

名 称	住 所
弘前市農業協同組合	弘前市大字城東北四丁目一の一
相馬村農業協同組合	中津軽郡相馬村大字五所字野沢二三の一
岩木町農業協同組合	中津軽郡岩木町大字五代字早稲田五〇九の一
西目屋村農業協同組合	中津軽郡西目屋村大字田代字稻元一七七
津軽石川農業協同組合	弘前市大字石川字家岸四五の三
黒石市農業協同組合	黒石市一番町二六
大鰐町農業協同組合	南津軽郡大鰐町大字大鰐字大鰐三七の五
津軽平賀農業協同組合	南津軽郡平賀町大字本町字北柳田二三の八
浪岡農業協同組合	南津軽郡浪岡町大字浪岡字細田八七
津軽尾上農業協同組合	南津軽郡尾上町大字原字大野三六の一
常盤村農業協同組合	南津軽郡常盤村大字常盤字一西田一一
田舎館村農業協同組合	南津軽郡田舎館村大字田舎館字中辻一四五の一
碇ヶ関村農業協同組合	南津軽郡碇ヶ関村大字古懸字南不動野一

藤崎農業協同組合	南津軽郡藤崎町大字葛野字岡元一の一
深浦町農業協同組合	西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八二の八
木造町農業協同組合	西津軽郡木造町字森山三の一
つがる白神農業協同組合	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田八七の一
富菴農業協同組合	西津軽郡車力村大字富菴字敷分二の四
つがる農業協同組合	西津軽郡稲垣村大字豊川字宮川一の一八
いたやなぎ農業協同組合	西津軽郡板柳町大字夕顔関字西田六一の一
鶴翔農業協同組合	北津軽郡鶴田町大字夕顔関字西田六一の一
ごしょがわら市農業協同組合	北津軽郡鶴田町大字鶴田字相原五五の四二
合	五所川原市大字野里字奥野一〇〇
津軽北部農業協同組合	北津軽郡金木町大字金木字芦野一五九の一
野辺地町農業協同組合	上北郡野辺地町字野辺地一の五
横浜町農業協同組合	上北郡横浜町字寺下三四の一
とうほく天間農業協同組合	上北郡東北町字塔ノ沢山一の三一一
八甲田農業協同組合	上北郡上北町大字上野字新堤向九三の一
おいらせ農業協同組合	三沢市大字三沢字堀口一六の七
百石町農業協同組合	上北郡百石町字上前田七の一
百石寒行農業協同組合	上北郡百石町字下明堂七八の一

下田町農業協同組合	上北郡下田町字馳下り五五
十和田市農業協同組合	上北郡野辺地町字大月平三三の一
倉内地區酪農農業協同組合	十和田市西十三番町四の二八
八戸広域農業協同組合	上北郡六ヶ所村大字倉内字笹崎八六八の一
まべち農業協同組合	八戸市大字尻内町字内矢沢一の五
しんせい五戸農業協同組合	三戸郡三戸町大字二日町四一
田子町農業協同組合	三戸郡五戸町字博労町二二の一
名川町農業協同組合	三戸郡田子町大字田子字天神堂平七六
はまなす農業協同組合	三戸郡名川町大字平字広場一五の四
斗南丘酪農農業協同組合	むつ市横迎町一丁目一一の三五
あすなる農業協同組合	むつ市大字田名部字内田四二の六〇〇
新あおもり農業協同組合	青森市大字石江字江渡五九の一三
東つがる農業協同組合	青森市大字平新田字池上一一の一四
青森県信用農業協同組合連合会	東津軽郡蟹田町大字蟹田字蟹田一一

青森県告示第二百六十四号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
社団法人青森県肉用牛開発公社に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日まで

一日までの間ににおける青森県酪農振興センターに係る使用料の徴収の事務を委託した
ので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第二百六十五号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
青森県森林組合連合会に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで
の間における林業改善資金の貸付けに係る償還金の収納の事務を委託したので、同条
第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第二百六十六号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
青森県漁港管理条例（昭和三十八年十月青森県条例第五十七号）別表第一第二号に規
定する漁船に係る岸壁、物揚場及び桟橋の漁港施設使用料の収納の事務を次のとおり
委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

一 委託期間

平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日まで

二 受託者及び漁港施設使用料の収納すべき範囲

受託者	名称（氏名）	所在地（住所）
漁港施設使用料の収納すべき範囲		

青森県告示第百六十八号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
次に掲げる者に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間ににおける青森空港駐車場に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。
平成十四年四月一日

名 称	住 所
東日本道路サービス株式会社 青森市長島三丁目一〇の一四	

青森県告示第百六十九号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
財団法人青森県スポーツ振興事業団に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間ににおける青森県総合運動公園、青森県営スケート場及び青森県武道館に係る使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。
平成十四年四月一日

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

株式会社八戸魚市場	八戸漁業協同組合連合会	八戸市漁業協同組合	三沢市漁業協同組合
八戸市大字鮫町字日出町四番地	西津軽郡鰺ヶ沢町大字本町二〇〇番地	下北郡大畠町大字大畠字湊村一九一一番地	三沢市港町一丁目一

青森県告示第百六十九号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
十和田湖町に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間ににおける十和田湖特定環境保全公共下水道使用料の徴収の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百七十号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
青森県住宅供給公社に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間ににおける青森市、弘前市、八戸市及び黒石市に所在する県営住宅に係る家賃及び青森市、弘前市、八戸市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百六十七号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
次に掲げる者に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間ににおける青森空港駐車場に係る使用料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県告示第百七十号
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、
青森県住宅供給公社に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間ににおける青森市、弘前市、八戸市及び黒石市に所在する県営住宅に係る家賃及び青森市、弘前市、八戸市に所在する特定公共賃貸住宅に係る家賃の滞納家賃等の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県知事 木村守男

青森県告示第百七十二号

地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第一百五十八条第一項の規定により、財団法人青森県交通安全協会に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十日までの間ににおける青森県道路交通法関係手数料の徴収等に関する条例（平成十二年三月青森県条例第一百一号）第一条第一号に基づく手数料の収納の事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森県告示第百七十三号

地方公営企業法（昭和二十七年法律第二百九十二号）第三十三条の二の規定により、財団法人青森県企業公社に対し、平成十四年四月一日から平成十五年三月三十一日までの間における青森県営浅虫水族館及び青森県営駐車場に係る使用料の収納の事務を委託したので、地方公営企業法施行令（昭和二十七年政令第四百三号）第二十六条の四第一項の規定により告示する。

平成十四年四月一日

青森県知事 木村守男

青森市長島二丁目一番二号 青森県	発行所・发行人
青森市古川二丁目一七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一錢